

第 34 期第 2 回研究会「特定秘密保護法案と市民の知る権利の相克」（理論研究部会企画）  
のご案内

日 時：2014 年 1 月 22 日（水）18:30～20:00

場 所：大学コンソーシアム京都 第 1 会議室

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る キャンパスプラザ京都

電話：075-353-9100 <http://www.consortium.or.jp/>

※JR 京都駅北側を線路に沿って左方向（西）へ徒歩 2 分

問題提起者：門奈直樹（立教大学）

討 論 者：小山帥人（放送ジャーナリスト）

齊藤 修（京都新聞社）

司 会：渡辺武達（同志社大学）

特定秘密保護法案を私たちはメディア研究者としてどう考えたらいいのか。日本マス・コミュニケーション学会理論研究部会ではこの法案と同時期に国会承認された日本版国家安全保障会議（NSA）と合わせ、市民の知る権利と言論・表現の自由の確保という点から、1953 年にハロルド・クロス弁護士が米国メディア界の要請による報告書で提起した「市民の知る権利」の侵害の可能性について、法理論的側面とメディアの現場で起きると予想されることの両面から検討しておきたい。

上記目的を達成するため、本研究会では沖縄のメディアと言論統制史の研究から出発し、権力による情報統制の問題を研究されてきた門奈直樹氏に今回の日本における動きが日本のジャーナリズムにどのような影響をもつか、さらにはザ・ガーディアン紙の報道を端緒に 13 年夏以降に顕在化した英米政府機関による国民監視体制と秘密情報保持のためのメディアとの攻防について、英国のケースを中心に報告していただく。

またこうした議論は理論的研究とともに、メディアの現場の問題と離れては空論になりやすく、自ら放送現場を体験し、市民主権の立場からのメディア研究をしてこられた小山帥人氏と京都新聞社で記者、編集本部長、社長を経験してこられた齊藤修氏にコメンテーターをお願いした。

もとより、日本でこうした法案が国会で議論されたのは今回が初めてではないし、実質的な情報保全法もすでにいくつも出来ている。また、米英には市民活動の監視を含め、さらに大規模な秘密保全体制が出来ているし、同様のものが独仏などにもあり、スペインでも現在そうした法規制による違反者の厳罰化が国会レベルの議論となっている。

つまり、今日本に起きていることは世界的な動きの一環であることができ、今回の議論では以下の項目（順不同）を取り上げ、報告者の指摘を踏まえ、会員諸氏の活発な意見交換の場となることを期待したい。

1. 特定秘密保護法案と日本版 NSA の問題点

- ・知る権利の発展と権力による侵害
- ・メディアによる取材法の合法と違法の境界
- ・内部告発／公益通報制度への影響

## 2. 日本の社会体制とデモクラシー

- ・メディアによる取材態勢の脆弱化
- ・国家権力の独善化の進行
- ・権力による情報源潰しの手法

## 3. 諸外国との比較

- ・取材源保護と報道記者の擁護
- ・機密告発サイト・ウィキリークスや英国ガーディアン紙等の社会的役割

### 参考文献：

- ・ Cross, Harold (1953) The People's Right to Know. Columbia University Press.
- ・ D.フリードマン、J.シュロスバーグ「国家安全保障とガーディアンの闘い 英国のメディア事情 逆風と支持の中で」月刊『Journalism』2013年12月号
- ・ L.レペタ「140万人が最高機密に接近可能な米国 秘密保全制度が国家を脆弱化する」月刊『Journalism』2013年12月号

